

身体拘束廃止について  
運営指導、A様から学んだ事

介護事業部 施設サービス課 介護係  
リーダー 石田 大輝

身体拘束に取り組むきっかけとして・・・

平成24年9月20日⇒運営指導より

↓

特に言っていた事として・・・

↓

- ・何故ベッドが壁についているのですか？
- ・このベッド柵は何故ここについているのですか？



### 自分の考えとして・・・

- ・柵が2本までなら身体拘束ではない
- ・壁がベッドについている事はあまり気にした事がなかった
- ・居室構造上仕方ないと思っていた



これらは身体拘束にあたらな**い**と**思**っていた・・・

### 国で定められた基準として・・・

- ・ベッドは両サイドから乗り降り出来るスペースが確保されている事
- ・ベッドには柵を使用しない事

これらの条件を満たしていないと・・・



**身体拘束**ですよ!

### しかし・・・

- ・この方にはベッド柵が必要
- ・この方にはこのベッド環境、位置がいい



こんな時には・・・???

### 検討を行う事

- ・その方にとってベッド柵が本当に必要なのか？  
又それはなぜ必要なのか？（**根拠**）
- ・その方にとって本当にこのベッド位置でなくてはいけないのか？  
又なぜこのベッド位置でなくてはいけないのか？（**根拠**）



きちんとした**根拠**を持ち、検討した事をきちんと**記録**に残す事!

### さらに・・・

検討した事を誰に聞かれても**皆**が同じ**説明**をしつかりと出来る**事!!!**が大切

### 運営指導終了後に

主査の方々より・・・

全体的に身体拘束に対しての**意識、実践**が薄い様に感じる。

ベッド柵やベッド位置等を含めて身体拘束について**検討**を行う必要がある

### 取組みとして・・・

全ユニットの柵使用状況、ベッド環境についてリーダー会議にて検討、見直し



まず・・・壁側にベッドがついていてさらに壁側に使用していない柵を外していく。

### 例えば・・・



### 例えば・・・



### 大切な事して。

ルールに乗っ取って仕事を行う事



運営指導で言われたから柵を外す・・・×  
ベッドを壁から離す



のではなく・・・

その方にとって何が一番いいのかをしっかりと検討して根拠を持って説明出来る様になる事◎

### A様の事例より・・・



### 入所時の様子として・・・

立ち上がり⇒不可  
排泄⇒紙おむつ使用でパット交換  
尿意、便意⇒なし  
入浴⇒機械浴

## A様を知って

- ・足に力があるのでは？

↓  
 食事の際にしっかりと足を床につけて  
 食べて頂く事から始めた

- ・立てるのではないか？
- ・スタッフに意思を伝える事が出来るのでは？

↓  
 トイレ誘導の実施

## 暮らしの中で

- ・トイレに行きたいとの話が聞かれる様になった。

・2名介助ならトイレでの排泄が可能(前からかかえる事で数秒間ならしっかりと立位を保てる事が分かった)

・座位も安定し、浴槽をまたぐくらいの足が上げる事が出来る事から機械浴から個別浴槽へ。

## そんなある日

- ・平成25年1月16日⇒就寝後にベッドからの転落事故

↓  
 転落状況からご自分でベッドに端座位になられ、前のめりになった際にバランスを崩し、転落されたと考えられる

↓  
 対応として・・・頭元2本柵から足元に1本柵を足した・・・!!!

## 事故のCMからの打ち合わせから

今後のリスクとして、休息時、夜間帯は転落の危険性があり。また、柵を使用しても寝返ることで柵がリスクになることもあり

※起き上がりの原因は特定できないが・・・

①排泄時間が合っていたのか？(交換時やトイレ誘導時にぬれている事が多い。) ⇒ 排泄ケアの見直し必須

②夜間の3本目の柵の使用についてはCWで相談必要であること

## 事故と打ち合わせから感じた事

- ・運営指導でも言われていた**根拠**がまったくなく、落ちたから、危ないからといった理由から安易に柵を使用してしまった事

↓  
 せっかく元気になった動きを奪ってしまおうとしていた

## ユニットでの検討事項として

生活の見直しとして・・・

- ・その日からから夕食後の排泄時間は30分早める

・ADL状況として、臥床時に左から右、右から左への動きは出来ない(仰臥位からは左右は可能)ことから様子観察のため、夜間は1時間毎の訪室を行い様子確認を行う

↓  
 再評価は1週間後

### 1週間後

- ・ ベッド上に横になられている際には、身体を向いた方向からご自分で逆をむく事は少ない
- ・ 夜間の排泄時間の決定尿量が多い時間帯、少ない時間帯の把握出来た



本人様の生活リズムに合っていなかった

### 自分の気づきとして・・・

- ・ その方を知る事
- ・ 状態が良くなったからそれでよしではなく、その状態に合わせて次のケアの検討をその都度行っていく事
- ・ 事故が起きた時には動きを制限するのではなく、原因を考え検討を行う事

### 自分の役割として

- ・ 身体拘束廃止については・・・



その都度検討し、根拠、原因を追及し、ケアを考えて

きちんとスタッフが説明できる事

- ・ 検討の際は・・・



ユニットだけでなく、他部署にも協力、アドバイスを頂く事 ※困ったら仲間に相談し、皆で進めていく事

### まとめとして

最後に・・・

**※柵は動きを制限する為に使用する物ではない。**

- ・ 使用するなら立ち上がり、移行、移乗時の道具として・・・
- ・ 検討と根拠を持ち、正しい使用を・・・

ご静聴ありがとうございました